

(否決)

## 少人数学級推進と教職員定数改善を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

学校現場においては、解決すべき課題が山積みしており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教育研究や子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

新学習指導要領への対応に加え、さらに、3月から続く新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染防止対策や休業措置に対するカリキュラム再編成などの臨時的な職務が加わるなど、教職員の負担が増加している。

今後予想される感染症の再拡大時であっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。

豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、抜本的な教職員定数の改善が不可欠である。

一方、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で、国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

豊かな子どもの学びを保障するため、国の施策として定数改善に向けた財源保障をして、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるように条件整備をすることが必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項の実現のため、適切な措置を早急に講じられるよう強く要望する。

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
3. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月5日

青 森 県 議 会

(第303回定例会・発議第1号・田名部定男外8名提出)

(可決)

## 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止と 保健・医療・福祉の維持・強化を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

現在も続いている新型コロナウイルス感染症において、8月3日に全国で1,998人の新規感染者数をピークに減少傾向が続いているものの、未だ数百人単位で新規感染者は発生している。

多くの患者の治療にあたる本県の医療機関においては、有効な治療薬・ワクチンが無い中、手術件数の制限や受診・再診控え、長期処方等による収入の減少に加えて、消毒液・サージカルマスク・フェースシールド・不織布ガウン等の感染対策に必要な物資の確保等の必要経費が増加していることから厳しい経営を強いられている状況にある。

また、医療提供体制が脆弱な地方においては、医療従事者の感染やクラスター感染が一度発生すると病床数・人員が不足することから、地域医療提供体制の崩壊が懸念されている。

現在の新規感染者数の状況等を踏まえ、プロスポーツ観戦の入場制限の緩和やコンサート・映画館等の満席を認める等、経済活動を拡大させているが、これから迎える冬は、季節性インフルエンザが流行する季節であるため、早期に季節性インフルエンザワクチンを必要量確保することが求められる。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を未然に防ぐためには、無症状者を含めて早期発見をすることも重要となっていることから、速やかに必要なPCR検査や抗原検査が実施可能となる環境づくりを確立する必要がある。

よって、国は国民の命を守るため、感染拡大を防止し、保健・医療・福祉の質の強化と経営の維持に向け、次の対策を講ずるよう強く要望する。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた医療機関の経営について、経営危機により地域に必要な医療提供体制を低下させることのないよう適切な支援策を講じること。
2. 季節性インフルエンザの流行期には、新型コロナウイルス感染症患者を含む多数の発熱患者が発生することが想定されることから、医療、介護、児童、

障害等、各分野への感染予防対策に万全を期すため、全ての施設等における消毒液やマスク、特に不足しやすい不織布ガウンの備えに加えて、ウイルス対策の機器の導入等に必要な財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を確実に確保するとともに、弾力的運用を可能とすること。

3. 新型コロナウイルスのワクチン開発及びワクチン接種の体制を強化するとともに、インフルエンザとの同時流行に備えた対応として、インフルエンザワクチンを希望する者が円滑に接種を受けられるよう、市町村ごとに異なる定期接種対象者の接種費用の自己負担の取り扱いについて、全国一律の軽減措置を講じること。
4. 新型コロナウイルスの早期発見のために必要なPCR検査及び抗原検査が速やかに実施できる体制づくりを進めること。また、行政検査については、新型コロナウイルス感染症の収束まで全額国費となる措置を継続するとともに、行政検査以外の検査についても検査費用の低減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月8日

青 森 県 議 会

(第303回定例会・発議第2号・田中順造外46名)

(可決)

## 台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

台湾は、本県にとって重要なパートナーであり、観光においては、平成30年の本県への外国人旅行者23万6千人のうち約46%を台湾からの旅行者で占めていることや、本県特産のリンゴの輸出に関しては令和元年産で2万2,489tを輸出し89億円を売り上げているなど、観光・貿易、人的交流等深いつながりを有している。

現在、人々の往来が増加する中、感染症の拡大を防止するためには、世界的な公衆衛生危機対応の強化が不可欠であり、防疫にかかる地理的空白を生じさせることがあってはならない。今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行において、その封じ込めに最も成功している地域の1つが台湾であることは言を持たない。

台湾は、平成21年以降8年連続でWHO年次総会へのオブザーバーで参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、平成29年より参加が叶わない状況となっている。日本・米国等国際的な働きかけによって、今回の新型コロナウイルス感染症流行の中、専門家会合への参加は認められたが、オブザーバーでの参加は認められず不合理な状況である。

WHO憲章は、「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的な人権のひとつ」と掲げており、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つ台湾の参加を妨げてはならない。

よって、国においては、台湾のWHOへの加盟を支持し必要な支援のため、台湾のWHOへのオブザーバー参加実現に向け、米国はじめ台湾の参加支持を表明している関係各国と連携し、新規加盟国について承認する権限を有しているテドロス事務局長はじめWHO事務局への働きかけを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月8日

青森県議会

(第303回定例会・発議第3号・田中順造外40名)